

五霞町

水害 ハザードマップ



1 目次

1 目次・浸水想定水深の目安・取るべき行動	p1
2 災害情報の入手方法	■もっとも手軽な情報源 p2
3 普段からの備え	■ハザードマップの使い方 p3
4 非常時持出品	■非常時持出品チェックリスト ■家庭内備蓄のポイント（ローリングストック法） p4
5 風水害について	■雨の降り方と警戒の目安 ■風の強さと警戒の目安 p5
6 避難の心得	■避難を開始するタイミング ■避難にあたっての注意事項 p6
7 マイタイムライン	p7・8
8 地域における防災対策	■自主防災組織 ■要配慮者のために p9
9 応急手当・避難のポイント	■応急手当 ■避難のポイント p10
10 避難行動の留意点と避難所での心得	■避難行動の留意点 ■避難所での心得 p11
11 避難所一覧	■指定緊急避難場所・指定避難所一覧表 ■避難行動を支援者避難所（福祉避難所）一覧表 ■水害時一時避難所〔「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」〕 p12
12 わが家の防災メモ	p13

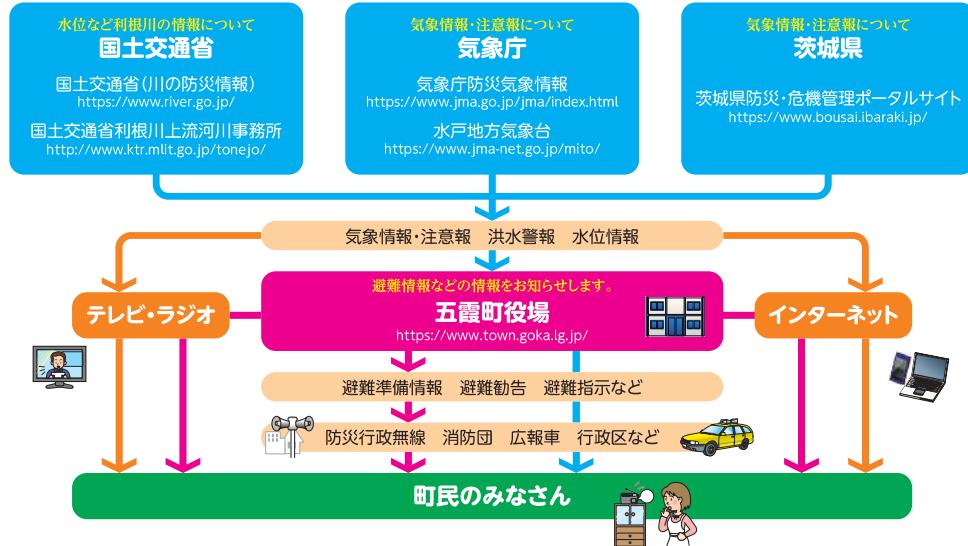


2 災害情報の入手方法

もっとも手軽な情報源

近年局所的に1時間に50ミリを超えるような非常に激しい雨が多くなっています。
このような非常に激しい雨が降ると、川の水位が急激に上昇し、洪水の危険性があります。
「急に空が暗くなった」「雨が強くなってきた」とときは、テレビやニュース、天気予報に注意するようにしてください。
特に大雨や暴風、竜巻に関する警報等が発令された場合には、早めの避難（自主避難）を心がけてください。

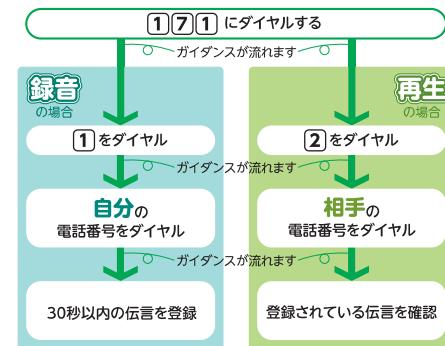
災害情報伝達経路「避難勧告・指示等」



NTT災害用伝言ダイヤル

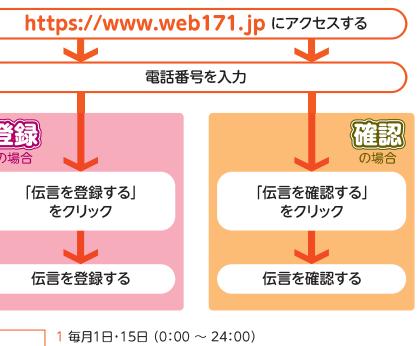
災害時電話が繋がりにくくなった場合に安否確認に活用してください。

災害用伝言ダイヤルの利用方法／171



※メッセージの登録・確認を体験できるサービスが実施されていますので、事前に操作方法などについて確認しておきましょう。

災害用伝言板の利用方法／web171



- 利用体験日
1 毎月1日・15日 (0:00 ~ 24:00)
2 正月三が日 (1月1日 0:00 ~ 1月3日 24:00)
3 防災週間 (8月30日 9:00 ~ 9月5日 17:00)
4 防災とボランティア週間 (1月15日 9:00 ~ 1月21日 17:00)

3 普段からの備え

ハザードマップの使い方

このハザードマップには、自分が知つておくべき「危険箇所」、「避難場所」、「避難経路」、「家族との連絡方法」などの必要な情報を書き込んで「あなたのハザードマップ」を作成してください。

1 自分の位置を確認する

まず、自宅の位置に印をつけましょう。

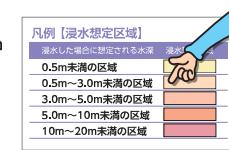


2 浸水や土砂災害などの危険な場所を確認する

洪水による浸水被害が想定される範囲は、

地図面に色分けして表示されています。

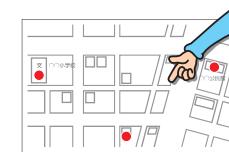
自宅周辺でこれらの危険な場所を確認してください。



3 避難する場所を確認する

地図面には町で指定している避難場所が記載されています。

最も安全な最寄の避難所の「位置」と「名前」を2箇所以上確認しておきましょう。



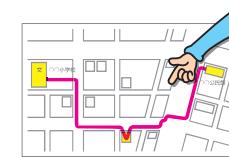
4 安全な避難経路を考える

自宅からの最寄りの避難所(3で決めた場所)までの

避難経路を考え書き込んでおきましょう。

その際にできるだけ「浸水による危険な場所」や

用水路や側溝等の危険な場所」を避けて設定しましょう。



5 災害時の対応の仕方を話し合う

「自宅周辺の危険箇所」、「避難所」、「避難経路」、「避難の仕方」などについて、家族やご近所の方とあらかじめ話し合って下さい。

危険が迫った時、自ら避難できる様にしておくことが重要です。

また、救護が必要な方の避難支援や避難の手段などについて話し合っておくことも重要です。



6 自分たちの目で避難経路を確認する

2から5で確認した避難場所や避難経路について、実際に家族や近所の人たちと一緒に歩いてみましょう。

その際に施設や避難経路の安全性や注意点を確認して記録しておきましょう。



7 非常持ち出し品を準備しておく

我が家家の防災メモにある「非常持ち出し品リスト」を参考に、避難するときのために持ち出し品について話し合い、必要なものを準備しておきましょう。

4 非常時持出品

万一に備えて、家庭では以下のようなものを備え、定期的にチェックしておきましょう。

非常時持出品チェックリスト

非常食

- カンパン
- 缶詰
- レトルト食品
- 飲料水



生活用品

- 懐中電灯
- ナイフ
- 缶切り
- マッチ
- ライター
- ローソク
- ロープ
- 洗面用具
- タオル
- ティッシュ
- ピニール袋



衣類

- 下着
- くつ下
- 手袋
- セーター
- ジャンパー
- スニーカー



貴重品

- 通帳
- 印鑑
- 現金
- 保険証



救急セット

- キズ薬
- 胃腸薬
- シップ薬
- 消毒薬
- 鎮痛剤
- 包帯
- ばんそうこう
- ガーゼ
- 脱脂綿
- ハサミ
- ピンセット

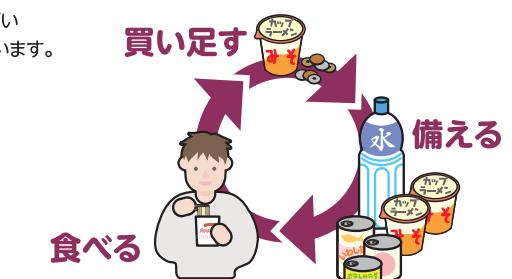


その他

- ヘルメット
- 防災ずきん
- 毛布
- 携帯ラジオ
- 予備電池
- 育児用品
- メガネ・コンタクトレンズ

家庭内備蓄のポイント(ローリングストック法)

保存食だからと、ふだん食べない食料をいっぱい買い込むでも賞味期限切れの時に困ってしまいます。それよりもおすすめしたいのが、ふだんの食料を多めにストックして、古いものから順に使っていき、消費したら補充するという方法にすると、賞味期限もさほど気にならず備蓄量を維持することができます。この方法をローリングストック(家庭内流通備蓄)といいます。



5 風水害について

雨の降り方と警戒の目安

(注) 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量が多い場合には災害が発生しやすくなります。
注意報や警報が発表されたら、テレビ、ラジオやインターネットを活用して情報収集に心がけましょう。

やや強い雨	強い雨	激しい雨	非常に激しい雨	猛烈な雨
1時間に10~20ミリの雨	1時間に20~30ミリの雨	1時間に30~50ミリの雨	1時間に50~80ミリの雨	1時間に80ミリ以上の雨
				
傘をさしていても、地面から跳ね返りで足がぬれる。 長雨になる場合は災害への注意が必要。	傘をさっていても、全身が濡れるほどの大粒降り。 小規模な浸水等が発生する可能性がある。	バケツをひっくり返したような雨で、道路が川のようになる。 洪水の危険性が高く、避難の準備が必要。	滝のような雨で、水しぶきであたり一面白っぽくなり、視界が悪くなる。 洪水や内水氾濫など多くの災害が起こりやすくなる。	息苦しくなるような圧迫感があり、恐怖を感じる。 大規模な災害の発生する恐れが強く厳重な警戒が必要。

注意報や警報の発表

水戸地方気象台では、「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報、大雨警報や特別警報を発表し、注意や警戒を呼びかけます。

大雨・洪水注意報・警報の発令基準

種類	発令基準	
大雨・洪水注意報	1時間雨量30mm以上	大雨あるいは洪水によって、重大な災害が発生する恐がある場合。 具体的には、雨量が以下のいずれか以上になると予想されるとき。
大雨・洪水警報	1時間雨量60mm以上	大雨あるいは洪水によって、重大な災害が発生する恐がある場合。 具体的には、雨量が以下のいずれか以上になると予想されるとき。
記録的短時間大雨情報	数年に1回程度しか起こらない1時間に100mm前後の猛烈な雨が観測された場合、気象台から発表されます。	
特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強い台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき。	

風の強さと警戒の目安

気象庁では、風に強さを「やや強い風」「強い風」「非常に強い風」「猛烈な風」の4段階に分類しており、水戸地方気象台は平均風速が20mを超えると予想される場合に暴風警報を発表します。また、発達した積乱雲の下では竜巻やダウンバーストによる突風なども発生する可能性がありますので注意して下さい。

やや強い風	強い風	非常に強い風	猛烈な風
10~15m/秒の風	15~20m/秒の風	20~30m/秒の風	30m/秒以上の風
			
風に向かって歩きにくくなる。 樹木全体が揺始める。	風に向かって歩けなくなる。 屋根瓦等がはがれるものがある。	何かにつまつてないと立っていられない。 ビニールハウスが広範囲に破れる。	屋外での行動は極めて危険。 建物でも倒壊するものがある。

6 避難の心得

避難を開始するタイミング

あなたが避難をしようと思ったとき、外は大雨など「外にでたくない」と思われる状況になっていることもあります。しかし身を守るために、早めの避難(自主避難)が大切です。危険を察知したら速やかに避難しましょう。

急に空が暗くなつた



雨の降り方が異常だ



避難情報が発表された



避難準備・高齢者等避難開始/避難勧告/避難指示(緊急)とは…

災害時に、町から町民の皆様に「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示(緊急)」を発令する場合があります。これらの違いをあらかじめ理解しておくことが「自らの身を守ることにつながります。

避難準備・高齢者等避難開始

住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、高齢者や障害者などの災害時要支援者に対して、早めの段階での避難行動を開始することを求めるものです。

避難勧告

災害によって被害が予想される地域の住民に対して避難をすすめるものです。

避難指示(緊急)

住民に対して避難勧告よりも強く避難を求めるものです。避難勧告よりも急を要する場合や被害が出る危険性が非常に高まった場合に発表します。

町民のみなさんがとるべき行動

発表対象地域で、「避難に時間が必要な方」「避難に際して介助が必要な方」は家族や地域の方と協力して避難行動を開始して下さい。

発表対象地域の方は、あらかじめ決めておいた避難所への避難行動を開始して下さい。

避難をしていない方は大至急避難して下さい。避難することが困難な場合は、鉄筋コンクリート等の堅固な建物の2階以上に避難するなど身を守る最低限の行動をとってください。

避難にあたっての注意事項

避難所に到着するまでには多くの危険が潜んでいます。避難にあたってはまず正確な情報を入手して下さい。そして、できる限り危険な場所を避け、近所の方と協力して避難して下さい。

動きやすい格好で、2人以上で避難する



避難の際は動きやすい格好で、2人以上で行動して下さい。

近所のお年寄りなどに声をかけて避難する



お年寄りや子供、病気の人など、早期の避難が必要な人たちの避難にも協力して下さい。

河川や用水路には近づかない



水位が急激に変わることがあるので、河川や用水路などを避けて避難して下さい。

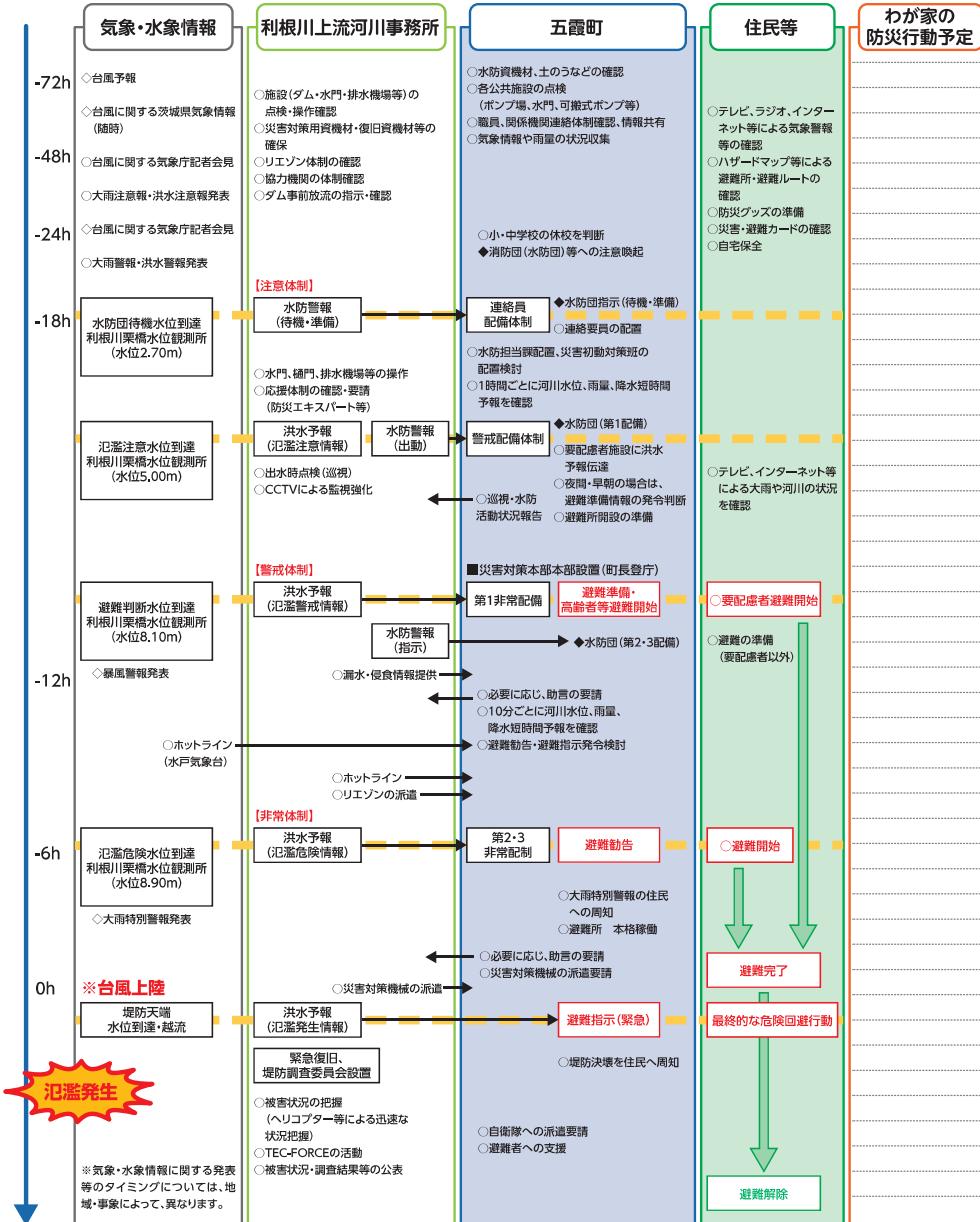
できるだけ日没までに避難する



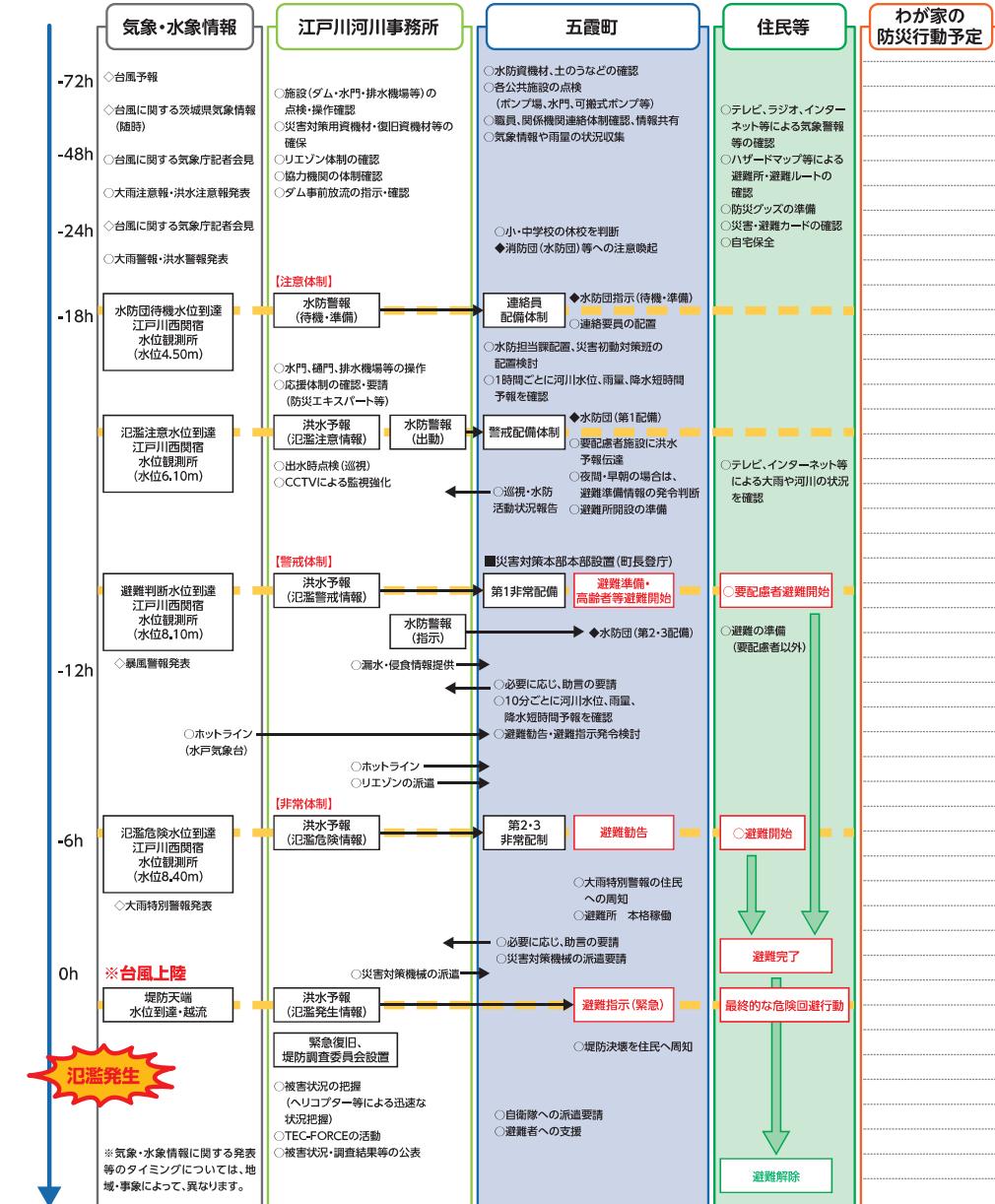
災害は夜間でも発生しますが、夜間は周囲の状況が確認しにくく大変危険です。できるだけ日没までに避難して下さい。

7 マイタイムライン

台風の接近・上陸に伴う五霞町タイムライン(防災行動計画) 利根川版



台風の接近・上陸に伴う五霞町タイムライン(防災行動計画) 江戸川版



8 地域における防災対策

自主防災組織

自主防災組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織をいいます。

災害対策の最も基本となる法律である災害対策基本法においては、

「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」として、規定されております。

隣保協同の精神とは
隣近所の家々や人々が役割を分担しながら、力を合わせて助け合うことをいいます。

災害時にすべきことは?

災害時には、家屋等の下敷きになる人やけが人の発生、出火など、さまざまな事態が発生する可能性があります。公共機関と連絡を取り合ながり、地域のみんなで力を合わせて活動しましょう。

1 情報の収集・伝達

公的防災機関と連絡を取り合い、災害に関する正しい情報を住民に伝達します。また、地域の被災状況や火災の発生状況をとりまとめます。



2 救出活動

負傷者や倒壊した家屋などの下敷きになった人たちの救助・救助活動を行います。ただし、救助作業は危険を伴う場合がありますので、二次災害に十分注意してください。



3 初期消火活動

出火防止のための活動や、初期消火活動を行います。ただし、消防署や消防団が到着するまでの間、火災の拡大延焼を防ぐのが基本です。けつして無理はしないようにしましょう。



4 医療救護活動

大災害時には多数の負傷者が出来たため、すぐに医師による治療が受けられるとは限りません。その場合は、応急手当を行い、救護所へ搬送しましょう。



5 避難誘導

住民を避難所などの安全な場所に誘導します。避難経路は災害の状況により変化しますので、公的防災機関と連絡を取り合ながり、正確な情報に基づき誘導しましょう。



6 給食・給水活動

食料や水、応急物資などを配分します。また、必要に応じて炊き出しなどの給食・給水活動を行います。



要配慮者のために

災害のとき援護が必要な人に優しく接しよう

突然起きた災害のときに大きな被害を受けやすいのは要配慮者と呼ばれる人たちです。要配慮者は、高齢者や子ども、障がいのある人、外国人など配慮が必要な人たちのことです。いざというときは地域のみんなで協力して要配慮者を支援しましょう。



要配慮者になったつもりで防災環境の点検を

目や耳の不自由な人や外国人に向けた警報・避難方法が正しく伝えられるのか、放置自転車などの障害物は無いかなど、日々からの点検が大切です。



避難するときはしっかり誘導する

一人の避難行動要支援者(*)に複数の住民が支援していくなど、具体的な救援体制を決めておきましょう。隣近所での助け合いがとても有効です。



困ったときこそ温かい気持ちで

非常時こそ、不安な状況に置かれていた人に優しく接することが必要です。困っている人や要配慮者には思いやりの心を持って支援しましょう。



日ごろから積極的なコミュニケーションをとりましょう

災害のときに円滑な支援活動をするために、日ごろからコミュニケーションをとっていることがとても大切です。



9 応急手当・避難のポイント

応急手当

| 心肺蘇生法の手順

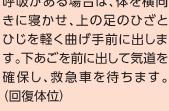
1 意識があるかを確認する

耳元で呼びかけながら軽く肩を叩き、反応の有無を確認します。反応がなければ、助けを呼び、119番通報とAEDの手配を依頼します。



2 呼吸の有無を確認する

胸と腹部の動きを見て、「普段どおりの呼吸」をしているか、10秒以内で確認をします。



4 胸骨圧迫の後、人工呼吸を2回行う

胸骨圧迫30回と人工呼吸2回を繰り返して行います。

- 1 気道を確保したまま、傷病者の鼻をつまみます。大きく口を開けて傷病者の口をおおい、1秒かけてゆっくり息を吹き込みます。吹き込みながら胸を上げる動作を確認します。
- 2 いったん口を離し、もう1回吹き込みます。

小児・乳児の場合は、口と鼻を同時におおい、1秒かけて息を吹き込みます。
※口と鼻の人工呼吸がためらわれる場合、血液や嘔吐物などにより感染危険がある場合などは、人工呼吸を行はず、胸骨圧迫を続けます。

3 呼吸がなければ胸骨圧迫を行う

呼吸がない場合は、以下の手順で胸骨圧迫を行います。



- 1 傷病者を平らな場所にあお向けに寝かせ、救助者はその横わきに両ひざ立ちになります。
- 2 乳頭と乳頭を結んだ胸の真ん中に片方の手のひらを重ねます。
- 3 ひざを伸ばし、胸全体が4~5cm沈むように胸を押します。この動作を1分間に100回リズムで、絶え間なく30回行います。

5 AEDが到着したら

AEDによる電気ショック(除細動)は、心停止の傷病者の救命に大変有効な手段です。心肺蘇生法を行っている途中でAEDが届いたら、AEDによる応急手当を優先させましょう。電源を入れると音声メッセージとランプで実施すべきことを指示されますので、それに従ってください。



おおよそ6歳ぐらいまでは、小児用電極パッドを貼ります。小児用電極パッドがなければ、成人用の電極パッドを代用します。

出血

1 出血している部分にガーゼやタオルを当て、そのままからでで圧迫します。(圧迫止血)

2 伤口は手よりも高い位置にします。

3 傷病者の手当でする場合は感染を防ぐため、できる限りビニール手袋などを使用するのが好ましいです。

やけど

1 流水で十分冷やします。(患部に直接強い水圧がかかるないように注意)

2 衣服の上からやけどをした場合は、無理に脱がさずそのまま冷やします。

3 水ぶくれは破らないようにします。

4 冷やしたあとは、消毒ガーゼかきれいな布で保護し、医療機関へ。

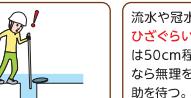
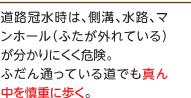
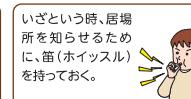
骨折

1 折れた部分に添え木(副木)をあてて固定し、医療機関へ。

2 適当な添え木がなければ、板、雑誌、傘、ダンボールなど、身近にあるもので代用しましょう。

避難のポイント

危険を感じた場合は、町からの避難情報を待たずに避難しましょう。



10 避難行動の留意点と避難所での心得

避難行動の留意点

避難の流れ

避難は、災害から命を守る為の大変な行動です。
以下の場合は急いで避難しましょう。

- 町・警察・消防・自主防災組織から避難の連絡や指示があった
- 建物が倒壊する恐れがある
- 自宅で火災が発生し、火が天井まで燃え移った
- 近隣で火災が発生し、延焼する恐れがある



避難行動の留意点

避難するときの服装

- ヘルメット・防災頭巾・帽子などをかぶる
- 非常持出袋は、リュックサックに入れ両手が使えるようにする
- 長袖・長ズボンを着用する
- 軍手・手袋をはめる
- 靴は底が厚く、履き慣れたものを着用する



避難時のポイント

- 避難する前に、火元を確認する
- ガスの元栓を締め、電気ブレーカーも落とす
- 持ち出す荷物は最小限にする
- 避難時は危険箇所を避けろ
※狭い道・ブロック塀・自動販売機・川縁・ガラスや看板のある場所
- 決められた最寄の避難所へ徒歩で移動する
- 子ども・障がい者・高齢者など避難行動を支援者がいる場合は、配慮をしながら避難する



避難所での心得

避難所では、お互いに助け合い共同生活を送ることが基本です。
ルールとマナーを守り、皆で支え合うことが大切です。

共同生活

- 常に助け合いの精神で過ごしましょう
- 定められた共同生活のルールを守りましょう
- 避難所運営は、避難者自らが行う自主運営とし、積極的に避難所運営に協力しましょう
- 間違いないように所持品には記名し、1箇所に纏めておきましょう



避難行動要支援者やプライバシーへの配慮

- 車椅子の人が通行できるよう、段差を作らないなど、バリアフリーに配慮しましょう
- おむつ交換や着替えができるように、別室の確保や間仕切り・カーテンでスペースを設けましょう
- 避難所の運営には女性も加わり、女性の意見も取り入れた避難所運営を行いましょう



生活環境を衛生的に

- ゴミは分別して、所定の場所へ出しましょう
- トイレは綺麗に使いましょう
- 清掃は協力して定期的に行い、清潔な状態を保ちましょう
- ペットの世話は、避難所のルールに従って飼い主が責任を持ちましょう
- 手洗い・うがいを怠りにしません
- 熱や咳、くしゃみが出る人や介護を行なう人はマスクをしましょう



安全への配慮

- 余震など災害が続く場合があります。
危険な場所には近づかないようにしましょう
- もし、危険な場所や異常を見たなら運営組織等に知らせましょう
- 避難所には不特定多数の人が出入ります。
不審な事に気づいたら運営組織等に知らせましょう
- 共有スペースは火気厳禁です。



11 避難所一覧

避難情報や避難勧告が発表されたら、身を守るために早めの避難(自主避難)が大切です。
危険を察知したら、速やかに近くの避難所等に避難しましょう。

指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

指定緊急避難場所とは、災害が発生し又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所です。
指定避難所とは、災害の危険性がある間、滞在することができ、又は一時的に滞在することができる施設です。

No.	AED	施設名	所在地	電話番号	指定避難所	指定緊急避難場所	地図	洪水	階数
【水害】 1	AED	五霞中学校	元栗橋953	84-0079	○	○	○	3	
【水害】 2	AED	五霞西小学校	元栗橋1072	84-0004	○	○	○	3	
【水害】 3	AED	五霞東小学校	江川200	84-0087	○	○	○	3	
【水害】 4	AED	五霞町中央公民館	小福田148-1	84-1460	○	○	○	3	
【水害】 5	AED	五霞町B&G海洋センター	元栗橋6250	84-3533	○	○	○	2	
【水害】 6	AED	五霞町保健センター	小福田1231-1	84-1910	○	○	○	2	
7	AED	五霞ふれあいセンター	江川1179-1	84-3595	○	○	—	1	
8	—	ごか西児童館	元栗橋916-5	84-2321	○	○	—	1	
9	—	ごか南児童館	原宿台4-25-9	84-3456	○	○	—	1	
10	—	原宿台コミュニティセンター	原宿台4-12-2	84-1894	○	○	—	1	
【水害】 11	—	五霞町環境浄化センター	原宿台2-27-4	84-2635	○	○	○	2	
【水害】 12	—	五霞町川妻浄水場	川妻953	84-3000	○	○	○	2	
【水害】 13	AED	道の駅「ごか」	幸主18-1	84-1000	○	○	—	1	
【水害】 14	—	西南広域消防五霞分署	元栗橋1887-1	84-0628	○	○	○	2	
【水害】 15	AED	茨城むつみ農業協同組合五霞支店	新幸谷453	84-0003	○	○	○	2	
【水害】 16	AED	大王パッケージ株式会社	幸主572	84-1811	○	○	○	2	

▲※水害時は【水害】の避難所へ避難してください。

避難行動要支援者避難所(福祉避難所)一覧表

避難行動要支援者避難所(福祉避難所)とは、指定避難所での生活が困難とされる高齢者や障がい者など、特別な配慮を必要とする避難者のための施設です。

No.	AED	施設名	所在地	電話番号	階数
1	AED	五霞町福祉センター「ひばりの里」	江川3201	80-1165	1

(注意) 使用できない場合は、五霞町保健センターを福祉避難所とします

水害時一時避難所【「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」 「避難指示」発令時の一時的避難所】

水害時一時避難所とは、避難情報発令時に、一時的に避難するための避難所です。

No.	施設名	所在地
1	GLP圏央五霞 2階及び3階車路	五霞IC周辺地区
2	(仮称) 五霞町総合運動公園予定地	五霞町山王地内(情報・防災ステーションごか)隣接

12わが家の防災メモ

非常に連絡しなければならない方などをメモしておく頁です。
事前に電話番号などを記入しておくようにしておきましょう。

住 所						
氏 名	電 話					
避難所	避難所 家族が離ればなれになった時の避難所					
家族の連絡先	氏 名	電話(会社・学校)	住 所	メモ 家族との関係など		
親戚知人の連絡先	氏 名	電話(会社・学校)	住 所	メモ 家族との関係など		
家族の救急用データ	氏 名	生年月日	血液型	アレルギー	常備薬	病歴
緊急連絡先	連絡先	電 話		連絡先	電 話	

災害用伝言ダイヤルの使い方		災害用伝言 ダイヤルとは?		NTTでは、災害発生時に、被災地への通話がつながりにくい状況の場合、被災地内の安否等の情報を音声で録音、再生する「災害用伝言ダイヤル」を設置します。		
伝言の録音	171 - 1 - 0000-00-0000(相手の電話番号)	伝言保存機関	録音してから48時間			
伝言の再生	171 - 2 - 0000-00-0000(自宅の電話番号)	伝言蓄積数	1電話番号あたり10伝言まで			
伝言内容	1伝言あたり30秒以内	利用可能電話	一般電話(ブッシュ回線、ダイヤル回線)、 公衆電話、携帯電話(一部除く)等			

早めの避難があなたの命を救います

洪水時に堤防が決壊した場合には、はん濫水の勢いで堤防近くの家屋は破壊されたり流失したりする可能性があります。そのようなときに避難せず家屋にとどまっていた場合には、人命に係わる事態の発生も予想されます。

洪水時には上流域も含めた雨量や河川水位情報などを早くから収集し、町からの避難情報などにも注意しながら、堤防が決壊する前には必ず避難が完了するよう早めの行動を心がけてください。

緊急連絡先(災害・事故等)

名称	住所	電話番号
五霞町役場	五霞町小福田1162-1	0280-84-1111
西南広域消防 五霞分署	五霞町元栗橋1887-1	0280-84-0628
境警察署 小福田駐在所	五霞町小福田1268	0280-84-0057
境警察署 元栗橋駐在所	五霞町元栗橋1160-3	0280-84-0272

本書の使い方

本書は、いずれ起こるかもしれない様々な災害に対し、事前に備えることを目的として作成しました。予測不可能な災害の被害を最小限にとどめるため、常日ごろから内容に目を通し理解を深めていきましょう。

〈本書の特徴〉

本書は、災害時に持ち運び出来るように冊子型(ハザードマップを巻末ポケット収納)として作成しました。通常時は、ハザードマップや「わが家の防災メモ」ページを開いた状態で、壁などにピン留めして掲示するか、ヒモなどでつるし身近に置き、緊急時に持ち出してご活用ください。



五霞町役場 生活安全課

茨城県猿島郡五霞町小福田1162-1

TEL:0280-84-3618

<https://www.town.goka.lg.jp/>

株式会社ゼンリン つくば営業所

茨城県つくば市春日2-14-14

TEL:029-855-5717